

# 第 66 期 定時株主総会 招 集 ご 通 知



日時 2022年6月24日（金曜日）午前10時

場所 長野県埴科郡坂城町大字南条2110番地  
当社 本社本館 2 階会議室

## 新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ

### 〈株主様へのお願い〉

○感染リスクを避けるため、今年度の株主総会当日のご来場を見合わせ、書面またはインターネット等による議決権行使を強くご推奨申し上げます。

上記に伴い、今年度は、株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産は中止させていただきます。

○感染による影響が大きいとされる高齢や基礎疾患がある株主様、妊娠中の株主様は特に慎重なご判断をお願いいたします。

### 〈ご来場される株主様へのお願い〉

○ご来場の株主様におかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

### 〈当社の対応について〉

○株主総会会場におきましては、株主総会当日の状況に応じて、出席役員、運営スタッフのマスク着用など、感染予防措置を講じてまいります。また、株主様のご来場状況によってはご入場を制限する可能性がございます。

株主総会ご出席株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

日精樹脂工業 株式会社

証券コード：6293

## 目 次

第66期定時株主総会招集ご通知	1
-----------------	---

### 〔株主総会参考書類〕

第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件	14
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	23
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	27
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件	29
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	29
第8号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対するストックオプション報酬額および内容決定の件	30

### 〔添付書類〕

#### 事業報告

I. 企業集団の現況に関する事項	34
II. 会社の株式に関する事項	42
III. 会社役員に関する事項	43
IV. 会計監査人の状況	49
V. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況	50

### 連結計算書類

連結貸借対照表	53
連結損益計算書	54

### 計算書類

貸借対照表	55
損益計算書	56

### 監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	57
会計監査人の監査報告書 謄本	59
監査役会の監査報告書 謄本	61

株主総会会場ご案内図

株 主 各 位

長野県埴科郡坂城町大字南条2110番地  
**日精樹脂工業株式会社**  
代表取締役社長 依田穂積

## 第66期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66期定時株主総会を下記により開催いたしますのでご案内申し上げます。(表紙の「新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ」をご参照ください。)

なお、当日ご出席に代えて、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2022年6月23日（木曜日）午後5時20分までに到着するようご送付ください。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において賛否をご入力 of のうえ、2022年6月23日（木曜日）午後5時20分までに議決権をご行使ください。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 長野県埴科郡坂城町大字南条2110番地  
当社 本社本館2階会議室  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項  
報告事項
  1. 第66期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第66期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件  
決議事項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
  - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  
 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件  
 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件  
 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対するストックオプション報酬額および内容決定の件

#### 4. 議決権の行使等についてのご案内

- (1) 賛否等の記載がない議決権行使書面の取扱い  
 議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人による議決権行使  
 株主総会にご出席いただけない場合、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理人ご本人の議決権行使書用紙および代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類を修正する場合の周知方法  
 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に記載すべき事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nisseijushi.co.jp/>) に掲載させていただきます。

以上

~~~~~  
 ◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当日は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「会社の新株予約権等に関する事項」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nisseijushi.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告および連結計算書類ならびに計算書類には、本招集ご通知添付書類記載のもののほか、この「会社の新株予約権等に関する事項」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



**株主総会にご出席される場合**

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月24日(金曜日)  
午前10時




**書面(郵送)で議決権を行使される場合**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月23日(木曜日)  
午後5時20分到着分まで



**インターネット等で議決権を行使される場合**

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月23日(木曜日)  
午後5時20分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

日精樹脂工業株式会社 御中

株主総会日 議決権の数 XX股

XXXXXXXXXX月XX日

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

ログイン用QRコード

見本

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

日精樹脂工業株式会社

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1・2・5・6・7・8号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

### 第3・4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

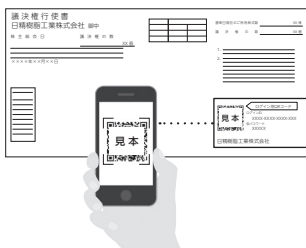
書面(郵送)およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

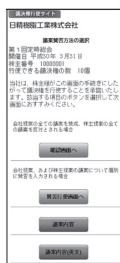
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



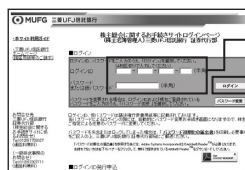
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。再行する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン等の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。  
※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 午前9:00~午後9:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけており、業績動向および財務体質等を総合的に勘案し、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき15円

総額 292,549,425円

これにより中間配当金（1株につき15円）と合わせて年間配当金は1株につき30円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 当社は、コーポレートガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。  
これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行います。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
  - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
  - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
  - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設および削除される規定の効力に関する付則を設けるものであります。なお、本付則は期日経過後に削除するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案における定款変更については、第15条の変更を除き、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                        | 変 更 案                          |
|--------------------------------|--------------------------------|
| 第1章 総則                         | 第1章 総則                         |
| 第1条～第3条 (条文省略)                 | 第1条～第3条 (現行どおり)                |
| (機関)                           | (機関)                           |
| 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 | 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 |
| 1. 取締役会                        | 1. 取締役会                        |
| 2. 監査役                         | 2. 監査等委員会                      |
| 3. 監査役会                        | (削除)                           |
| 4. 会計監査人                       | 3. 会計監査人                       |
| (公告方法)                         | (公告方法)                         |
| 第5条 (条文省略)                     | 第5条 (現行どおり)                    |



| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第2章 株式<br/>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会<br/>第12条～第14条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示と<br/>みなし提供)</u></p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株<br/>主総会参考書類、事業報告、計算書類<br/>および連結計算書類に記載または表示<br/>をすべき事項に係る情報を、法務省令<br/>に定めるところに従いインターネット<br/>を利用する方法で開示することによ<br/>り、株主に対して提供したものとみな<br/>すことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第16条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会<br/>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>10名以内</u>とす<br/>る。<br/>(新設)</p> <p>(選任および解任)</p> <p>第20条 <u>取締役は、株主総会において選任し、<br/>または解任する。</u></p> | <p>第2章 株式<br/>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会<br/>第12条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株<br/>主総会参考書類等の内容である情報に<br/>ついて、<u>電子提供措置をとるものとす<br/>る。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項の<br/>うち法務省令で定めるものの全部また<br/>は一部について、議決権の基準日まで<br/>に書面交付請求した株主に対して交付<br/>する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第16条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会<br/>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役 (監査等委員であるも<br/>のを除く。) は、<u>12名以内</u>とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役 (以<br/>下「監査等委員」という。) は、5名<br/>以内とする。</u></p> <p>(選任および解任)</p> <p>第20条 <u>取締役は、監査等委員とそれ以外の取<br/>締役とを区別して株主総会の決議によ<br/>って選任する。</u></p> |



| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>4 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>                                                               | <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 取締役(監査等委員であるものを除く。)の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>(任期)<br/>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p>(任期)<br/>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3 増員または補欠として選任された取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、在任取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</p> <p>5 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> |
| <p>(代表取締役および役付取締役)<br/>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>                                                                                                                                                                                               | <p>(代表取締役および役付取締役)<br/>第22条 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)<br/>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)<br/>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議)<br/>第25条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)<br/>第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</p> <p>(取締役会規程)<br/>第27条 (条文省略)</p> | <p>2 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)<br/>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)<br/>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議)<br/>第25条 (現行どおり)</p> <p><u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u><br/>第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)<br/>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名押印する。</p> <p>(取締役会規程)<br/>第28条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の報酬等)<br/> 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は株主総会の決議によって定める。</p> <p>第29条～第30条 （条文省略）</p> <p>第5章 監査役および監査役会<br/> <u>（員数）</u><br/> 第31条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p><u>（選任方法）</u><br/> 第32条 監査役は、株主総会において選任する。<br/> 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>（任期）</u><br/> 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<br/> 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>（常勤の監査役）</u><br/> 第34条 監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p><u>（監査役会の招集通知）</u><br/> 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br/> 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> | <p>(取締役の報酬等)<br/> 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条～第31条 （現行どおり）</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

| 現 行 定 款                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(監査役会の決議方法)</u><br/> 第36条 <u>監査役会の決議は、法令および定款に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p>                                                             | (削除)                                                                      |
| <p><u>(監査役会の議事録)</u><br/> 第37条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</u></p>                              | (削除)                                                                      |
| <p><u>(監査役会規程)</u><br/> 第38条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>                                                            | (削除)                                                                      |
| <p><u>(監査役の報酬等)</u><br/> 第39条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                | (削除)                                                                      |
| <p><u>(社外監査役の責任免除)</u><br/> 第40条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> | (削除)                                                                      |
| (新設)                                                                                                                                             | <p>第5章 監査等委員会</p>                                                         |
| (新設)                                                                                                                                             | <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p>                                                  |
|                                                                                                                                                  | <p>第32条 <u>監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>                  |
| (新設)                                                                                                                                             | <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>                                               |
|                                                                                                                                                  | <p>第33条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> |
|                                                                                                                                                  | <p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>            |

| 現 行 定 款                     | 変 更 案                                                                                                                                             |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                        | <u>(監査等委員会の決議方法)</u><br>第34条 監査等委員会の決議は、法令および定款に別段の定めある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その出席監査等委員の過半数で行う。                                          |
| (新設)                        | <u>(監査等委員会の議事録)</u><br>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査等委員がこれに記名押印する。                                         |
| (新設)                        | <u>(監査等委員会規程)</u><br>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。                                                                |
| 第6章 計算<br>第41条～第44条 (条文省略)  | 第6章 計算<br>第37条～第40条 (現行どおり)                                                                                                                       |
| 付則<br>(定款の変更)<br>第1条 (条文省略) | 付則<br>(定款の変更)<br>第1条 (現行どおり)                                                                                                                      |
| (新設)                        | <u>(社外監査役の責任免除に関する経過措置)</u><br>第2条 第66期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条の定めるところによる。 |
| (新設)                        | <u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u><br>第3条 変更前の定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後の定款案第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生じるものとする。          |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

| 現 行 定 款     |     |    | 変 更 案                                                                              |       |     |    |    |
|-------------|-----|----|------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----|----|----|
| (施行)<br>第2条 |     |    | 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、第66期定時株主総会の決議による変更前の定款第15条はなお効力を有する。 |       |     |    |    |
|             |     |    | 3 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。                   |       |     |    |    |
| (施行)<br>第2条 |     |    | (施行)<br>第4条                                                                        |       |     |    |    |
| 昭和32.       | 5.  | 25 | 施行                                                                                 | 昭和32. | 5.  | 25 | 施行 |
| 昭和50.       | 9.  | 26 | 改正                                                                                 | 昭和50. | 9.  | 26 | 改正 |
| 昭和52.       | 4.  | 18 | 改正                                                                                 | 昭和52. | 4.  | 18 | 改正 |
| 昭和59.       | 12. | 10 | 改正                                                                                 | 昭和59. | 12. | 10 | 改正 |
| 昭和62.       | 12. | 18 | 改正                                                                                 | 昭和62. | 12. | 18 | 改正 |
| 昭和63.       | 12. | 19 | 改正                                                                                 | 昭和63. | 12. | 19 | 改正 |
| 平成元.        | 6.  | 28 | 改正                                                                                 | 平成元.  | 6.  | 28 | 改正 |
| 平成2.        | 6.  | 28 | 改正                                                                                 | 平成2.  | 6.  | 28 | 改正 |
| 平成3.        | 6.  | 27 | 改正                                                                                 | 平成3.  | 6.  | 27 | 改正 |
| 平成4.        | 6.  | 26 | 改正                                                                                 | 平成4.  | 6.  | 26 | 改正 |
| 平成6.        | 6.  | 29 | 改正                                                                                 | 平成6.  | 6.  | 29 | 改正 |
| 平成11.       | 6.  | 29 | 改正                                                                                 | 平成11. | 6.  | 29 | 改正 |
| 平成14.       | 6.  | 27 | 改正                                                                                 | 平成14. | 6.  | 27 | 改正 |
| 平成15.       | 6.  | 27 | 改正                                                                                 | 平成15. | 6.  | 27 | 改正 |
| 平成16.       | 6.  | 29 | 改正                                                                                 | 平成16. | 6.  | 29 | 改正 |
| 平成17.       | 5.  | 2  | 改正                                                                                 | 平成17. | 5.  | 2  | 改正 |
| 平成18.       | 6.  | 29 | 改正                                                                                 | 平成18. | 6.  | 29 | 改正 |
| 平成21.       | 6.  | 26 | 改正                                                                                 | 平成21. | 6.  | 26 | 改正 |
| 平成23.       | 6.  | 29 | 改正                                                                                 | 平成23. | 6.  | 29 | 改正 |
| 平成24.       | 6.  | 28 | 改正                                                                                 | 平成24. | 6.  | 28 | 改正 |
|             |     |    |                                                                                    | 令和4.  | 6.  | 24 | 改正 |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（9名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の強化のため1名増員した取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）10名の選任をお願いいたしますと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

（参考）候補者一覧

| 候補者番号 | 属 性      | 氏 名                    | 現 在 の 地 位   | 出席回数／<br>取締役会     |
|-------|----------|------------------------|-------------|-------------------|
| 1     | 再任       | よ だ ほ づみ<br>依 田 穂 積    | 代表取締役社長     | 19回／19回<br>(100%) |
| 2     | 再任       | たき ざわ きよ と<br>滝 澤 清 登  | 常務取締役海外生産統括 | 19回／19回<br>(100%) |
| 3     | 再任       | みや した ひろし<br>宮 下 浩     | 常務取締役       | 19回／19回<br>(100%) |
| 4     | 再任       | うす い かず お<br>碓 井 和 男   | 取締役技術本部長    | 19回／19回<br>(100%) |
| 5     | 再任       | し みず ひろ し<br>清 水 宏 志   | 取締役営業本部長    | 19回／19回<br>(100%) |
| 6     | 再任       | こ ばやし たか ひろ<br>小 林 孝 浩 | 取締役生産本部長    | 19回／19回<br>(100%) |
| 7     | 再任       | おぎ わら ひで とし<br>荻 原 英 俊 | 取締役相談役      | 19回／19回<br>(100%) |
| 8     | 新任       | ほり うち かず よし<br>堀 内 一 義 | —           | —                 |
| 9     | 再任 社外 独立 | たいら よう すけ<br>平 洋 輔     | 社外取締役       | 19回／19回<br>(100%) |
| 10    | 新任 社外 独立 | スティーヴン<br>ブルース ムーア     | —           | —                 |

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員  
 新任 新任取締役候補者



| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                  | 氏名<br>(生年月日)                                            | 略歴、当社における地位および担当<br>ならびに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                           | 所有する<br>株式の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                      | <p>よ だ ほ づみ<br/>依 田 穂 積<br/>(1963年7月30日生)</p> <p>再任</p> | <p>1989年7月 当社入社<br/>1999年5月 NISSEI AMERICA,INC.へ出向<br/>1999年5月 同社取締役副社長<br/>1999年6月 当社取締役<br/>2001年4月 代表取締役社長<br/>現在に至る</p> <p>重要な兼職の状況<br/>日精ホンママシナリー株式会社代表取締役会長<br/>NEGRI BOSSI S.P.A. 会長<br/>NISSEI AMERICA,INC. 会長</p> | 668,860株     |
| <p>取締役候補者の選任理由等<br/>選任理由 当社取締役を23年間、代表取締役を21年務めており、強いリーダーシップを発揮し企業価値の向上に寄与してきた実績を有しております。今後とも持続的な成長と企業価値の向上を目指す強い意欲を有しており、当社の経営を担っていくうえで適任であると判断し、引続き取締役として選任をお願いするものであります。<br/>在任期間 取締役在任期間は、本総会終結の時をもって23年であります。</p> |                                                         |                                                                                                                                                                                                                            |              |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                   | 氏名<br>(生年月日)                                                 | 略歴、当社における地位および担当<br>ならびに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する<br>株式の数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 2                                                                                                                                                                                                       | <p>た き び わ き よ と<br/>滝 澤 清 登<br/>(1957年2月20日生)</p> <p>再任</p> | <p>1979年4月 当社入社<br/>2003年6月 執行役員技術開発担当兼特機開発部長<br/>2004年4月 執行役員技術開発担当兼技術マーケティング室長兼特機開発部長<br/>2004年6月 執行役員技術統括部長<br/>2005年6月 取締役技術統括部長兼知的財産室長兼技術マーケティング室長<br/>2006年4月 取締役資材部長<br/>2006年6月 取締役調達統括部長兼資材部長<br/>2008年4月 取締役調達統括部長<br/>2008年6月 常務取締役生産本部長<br/>2010年6月 取締役中国地区統括<br/>2013年6月 取締役海外生産統括<br/>2021年6月 常務取締役海外生産統括<br/>現在に至る</p> <p>重要な兼職の状況<br/>日精塑料机械（太倉）有限公司 董事長<br/>NISSEI PLASTIC MACHINERY (THAILAND)CO.,LTD. 会長<br/>日精塑料机械（海塩）有限公司 董事長</p> | 6,000株       |
| <p>取締役候補者の選任理由等<br/>選任理由 海外生産拠点立ち上げ以来、現在は常務取締役海外生産統括として、海外市場における製造、調達を推進してきた実績とこれらに関する豊富な経験と高い見識を有しております。引続き、当社の経営および企業発展に寄与できるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。<br/>在任期間 取締役在任期間は、本総会終結の時をもって17年であります。</p> |                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |              |

| 候補者番号                                                                                                                                                                            | 氏名<br>(生年月日)               | 略歴、当社における地位および担当<br>ならびに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する<br>株式の数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 3                                                                                                                                                                                | 宮下 浩<br>(1957年2月8日生)<br>再任 | 1980年4月 株式会社八十二銀行入行<br>2010年6月 同行執行役員須坂支店長<br>2011年6月 同行常務執行役員本店営業部長<br>2014年6月 同行常勤監査役<br>2018年6月 当社取締役内部監査室担当<br>2019年6月 取締役内部監査室担当兼財務部担当兼総務部担当<br>2021年6月 常務取締役経営企画部担当兼人事部担当兼内部監査室担当兼財務部担当兼総務部担当兼コンプライアンス担当兼リスク管理担当<br>現在に至る<br><br>重要な兼職の状況<br>株式会社日精テクニカ 代表取締役会長 | 5,900株       |
| 取締役候補者の選任理由等<br>選任理由 株式会社八十二銀行の常勤監査役を務めた経験から企業経営、ガバナンス等に関する知識や見識を有しており、その職務、職責を果たしております。引続き、当社の経営および企業発展に寄与できるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。<br>在任期間 取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。 |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                       |              |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                | 氏名<br>(生年月日)                  | 略歴、当社における地位および担当<br>ならびに重要な兼職の状況                                | 所有する<br>株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------|--------------|
| 4                                                                                                                                                                                    | 碓井 和 男<br>(1959年7月28日生)<br>再任 | 1982年4月 当社入社<br>2008年6月 技術本部技術第二部長<br>2014年6月 取締役技術本部長<br>現在に至る | 5,200株       |
| 取締役候補者の選任理由等<br>選任理由 当社入社以来、技術部門において勤務し、技術部門の責任者等の経験を通じて、幅広く豊富な経験と見識を有しており、その職務、職責を果たしております。引続き、当社の経営および企業発展に寄与できるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。<br>在任期間 取締役在任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。 |                               |                                                                 |              |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                            | 氏 名<br>(生年月日)                               | 略歴、当社における地位および担当<br>ならびに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所 有 す る<br>当 社 の<br>株 式 の<br>数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 5                                                                                                                                                                                    | し みず ひろ し<br>清 水 宏 志<br>(1962年10月5日生)<br>再任 | 1986年4月 当社入社<br>2008年4月 営業部販売支援課長<br>2011年7月 営業本部東日本ブロック長<br>2014年10月 営業本部中部日本ブロック長<br>2015年10月 営業本部副本部長<br>2016年6月 取締役営業本部長<br>現在に至る<br>重要な兼職の状況<br>NISSEI PLASTIC SINGAPORE PTE LTD 会長<br>NISSEI PLASTIC (HONG KONG) LTD. 董事長<br>台湾日精股份有限公司 董事長<br>NISSEI MEXICO,S.A.DE C.V. 社長<br>NISSEI PLASTIC (THAILAND) CO.,LTD. 会長<br>上海尼思塑胶机械有限公司 董事長<br>NISSEI PLASTIC (VIETNAM) CO.,LTD. 会長<br>NISSEI PLASTIC (INDIA) PRIVATE LTD. 会長<br>NISSEI PLASTIC PHILIPPINES,INC. 社長<br>PT.NISSEI PLASTIC INDONESIA 会長<br>日精樹脂工業科技(太倉)有限公司 董事長<br>NISSEI EUROPE,s.r.o. 会長 | 4,500株                         |
| 取締役候補者の選任理由等<br>選任理由 当社入社以来、営業部門において勤務し営業部門の責任者等の経験を通じて、幅広く豊富な経験と高い見識を有しており、その職務、職責を果たしております。引続き、当社の経営及び企業発展に寄与できるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。<br>在任期間 取締役在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。 |                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                          | 氏 名<br>(生年月日)                                 | 略歴、当社における地位および担当<br>ならびに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                   | 所 有 す る<br>当 社 の<br>株 式 の<br>数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 6                                                                                                                                                                                                  | こ ばやし たか ひろ<br>小 林 孝 浩<br>(1961年2月12日生)<br>再任 | 1984年4月 当社入社<br>2007年4月 製造部次長<br>2008年6月 製造部長<br>2012年7月 日精塑料机械(太倉)有限公司<br>出向 董事副総経理<br>2014年8月 同社 董事総経理<br>2015年7月 生産技術部長<br>2017年6月 執行役員生産本部副本部長兼調達部長<br>2018年6月 取締役生産本部部長兼品質保証部担当<br>現在に至る<br>重要な兼職の状況<br>日精メタルワークス株式会社 代表取締役会長 | 5,700株                         |
| 取締役候補者の選任理由等<br>選任理由 当社入社以来、技術部、生産技術部、製造部、日精塑料机械(太倉)有限公司等の職務経験から技術、生産部門に関する豊富な知識や見識を有しており、その職務、職責を果たしております。引続き、当社の経営及び企業発展に寄与できるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。<br>在任期間 取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。 |                                               |                                                                                                                                                                                                                                    |                                |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                      | 氏 名<br>(生年月日)                                | 略歴、当社における地位および担当<br>ならびに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する<br>株式の数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 7                                                                                                                                                                                                              | おおざ わら ひで とし<br>荻原 英俊<br>(1950年3月31日生)<br>再任 | 1974年4月 株式会社八十二銀行入行<br>2006年6月 同行常勤監査役<br>2010年6月 当社常務取締役内部監査室担当兼経営企画部担当兼総務部担当兼財務部担当兼コンプライアンス担当<br>2011年2月 常務取締役内部監査室担当兼経営企画部担当兼総務部担当兼財務部担当兼コンプライアンス担当兼リスク管理担当<br>2011年6月 常務取締役内部監査室担当兼経営企画部担当兼総務部担当兼財務部担当兼人事部担当兼コンプライアンス担当兼リスク管理担当<br>2014年6月 専務取締役内部監査室担当兼経営企画部担当兼総務部担当兼財務部担当兼人事部担当兼コンプライアンス担当兼リスク管理担当<br>2018年6月 専務取締役経営企画部担当兼財務部担当兼総務部担当兼人事部担当兼コンプライアンス担当兼リスク管理担当<br>2019年6月 専務取締役経営企画部担当兼人事部担当兼コンプライアンス担当兼リスク管理担当<br>2021年6月 取締役相談役<br>現在に至る | 21,400株      |
| 取締役候補者の選任理由等<br>選任理由 株式会社八十二銀行の常勤監査役を務めた経験から会社経営および会社法等の法令に関する豊富な知識、経験を有しております。専務取締役などを歴任し優れた見識を備えており、引き続き経営の意思決定および経営判断の助言を行うことで企業発展に寄与できるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。<br>在任期間 取締役在任期間は、本総会終結の時をもって12年であります。 |                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |              |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                  | 氏名<br>(生年月日)                                                                                            | 略歴、当社における地位および担当<br>ならびに重要な兼職の状況                                            | 所有する<br>株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 8                                                                                                                                                                                                      | ほりうち かず よし<br>堀内 一 義<br>(1961年9月29日生)<br><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</span> | 1989年5月 当社入社<br>2009年4月 内部監査室長<br>2010年7月 財務部長<br>2019年6月 執行役員財務部長<br>現在に至る | 1,000株       |
| <p>取締役候補者の選任理由等</p> <p>選任理由 入社以来、経理・財務部門に携わり豊富な経験を有しております。執行役員財務部長として連結子会社に関する諸問題に取組み、成果を上げており、随所で高いリーダーシップを発揮しております。今後も取締役として当社の発展に寄与できるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>在任期間 新任の取締役候補者であります。</p> |                                                                                                         |                                                                             |              |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                            | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                        | 略歴、当社における地位および担当<br>ならびに重要な兼職の状況                                                                                                             | 所有する<br>株式の数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 9                                                                                                                                                                                                                                | たいら よう すけ<br>平 洋 輔<br>(1979年11月6日生)<br><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span> | 2002年4月 昭和パックス株式会社入社<br>2006年9月 税理士法人トーマツ入所<br>2011年4月 税理士登録<br>2014年12月 税理士法人トーマツ退所<br>2014年12月 平洋輔税理士事務所所長 (現)<br>2016年6月 当社社外取締役<br>現在に至る | 3,200株       |
| <p>社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要等</p> <p>選任理由 税理士として税務および会計に精通して高度な専門知識を有し、その経験や知見に基づき独立した立場から有用な意見を述べております。社外取締役および独立役員として、当社の経営監督およびコーポレートガバナンス体制の発展に寄与いただくことを期待し、選任をお願いするものであります。</p> <p>在任期間 社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。</p> |                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                              |              |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                        | 略歴、当社における地位および担当<br>ならびに重要な兼職の状況                                                                                                                                                      | 所有する<br>株式の数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 10                                                                                                                                                                                                                                                                                              | スティーヴン<br>ブルース ムーア<br>(1966年10月6日生)<br><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span> | 1991年1月 McGraw-Hill社 入社<br>同社モダンプラスチック誌アジア・パシフィック支局長<br>1999年10月 ケミカル・ウイーク社 入社<br>同社アジア・パシフィック担当編集者<br>2009年4月 インターシーデント社 入社<br>同社取締役兼精度工学調査部長<br>2021年6月 MLT ANALYTICS社 CEO<br>現在に至る | 0株           |
| <p>社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要等</p> <p>選任理由 プラスチック業界専門誌や調査会社の記者・調査員および取締役を歴任し、グローバルな視点でプラスチック産業全般に精通し、高度な知見を有しております。またMLT ANALYTIC社のCEOとして企業経営に対する豊富な知見を有しております。当社の社外取締役および独立役員としてグローバルで客観的な視点から有用な意見、助言等を期待でき、当社の経営監督およびグローバル展開に寄与いただくことを期待し、選任をお願いするものであります。</p> <p>在任期間 新任の社外取締役候補者であります。</p> |                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                       |              |

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 平洋輔氏およびスティーヴン ブルース ムーア氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、平洋輔氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として同各取引所に届け出ております。また、スティーヴン ブルース ムーア氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として同各取引所に届け出る予定であります。
4. 社外取締役との責任限定契約について  
当社は、平洋輔氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任について法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結しております。平洋輔氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。  
スティーヴン ブルース ムーア氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任について法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。



(ご参考) 候補者のスキルマトリックス

|                    | 企業経営 | 生産・技術<br>・開発 | 営業<br>マーケティング | 財務・会計<br>・法務 |
|--------------------|------|--------------|---------------|--------------|
| 依田 穂積              | ○    | ○            | ○             | ○            |
| 滝澤 清登              | ○    | ○            | ○             |              |
| 宮下 浩               | ○    |              | ○             | ○            |
| 碓井 和男              |      | ○            |               |              |
| 清水 宏志              |      |              | ○             |              |
| 小林 孝浩              |      | ○            |               |              |
| 荻原 英俊              | ○    | ○            | ○             | ○            |
| 堀内 一義              |      |              |               | ○            |
| 平 洋輔               |      |              |               | ◎<br>(会計・税務) |
| スティーヴン<br>ブルース ムーア | ○    | ○            | ○             |              |

企業経営：コンプライアンス、リスク管理、ESG・サステナビリティ含む

営業・マーケティング：国際ビジネス関連含む

◎：業として会計、税務、法務に関わる専門家

招集ご通知

株主総会ご参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

#### (参考) 候補者一覧

| 候補者番号 | 属性       | 氏名                     | 現在の地位 | 出席回数／取締役会<br>出席回数／監査役会           |
|-------|----------|------------------------|-------|----------------------------------|
| 1     | 新任       | はん だ よし なお<br>半 田 芳 直  | —     | —                                |
| 2     | 新任 社外 独立 | なる さわ かず ゆき<br>成 澤 一 之 | 社外監査役 | 19回／19回 (100%)<br>16回／16回 (100%) |
| 3     | 新任 社外 独立 | にし だ はる こ<br>西 田 治 子   | 社外監査役 | 19回／19回 (100%)<br>16回／16回 (100%) |

新任 新任取締役（監査等委員）候補者

社外 社外取締役（監査等委員）候補者

独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                             | 氏名<br>(生年月日)                                  | 略歴、当社における地位および担当<br>ならびに重要な兼職の状況                                   | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                                 | はん だ よし なお<br>半 田 芳 直<br>(1962年12月13日生)<br>新任 | 1986年4月 当社入社<br>2011年7月 内部監査室専門課長<br>2015年7月 内部監査室長兼監査役室長<br>現在に至る | 200株               |
| 監査等委員である取締役候補者の選任理由等<br>選任理由 入社以来、営業部門を経て2011年より内部監査室専門課長、2015年より内部監査室長として内部監査業務に従事し、財務、内部統制に関する豊富な経験と高い見識を有しております。当社の監査等委員である取締役として適法性監査及び取締役の職務執行の妥当性につき客観的立場から適切な監査が行えるものと判断し、選任をお願いするものであります。<br>在任期間 新任の監査等委員である取締役候補者であります。 |                                               |                                                                    |                    |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                       | 氏名<br>(生年月日)                                        | 略歴、当社における地位および担当<br>ならびに重要な兼職の状況                                                                                            | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 2                                                                                                                                                                                                                                                                           | なる さわ かず ゆき<br>成 澤 一 之<br>(1938年12月2日生)<br>新任 社外 独立 | 1962年4月 株式会社八十二銀行入行<br>2001年6月 同行代表取締役頭取<br>2005年6月 同行代表取締役会長<br>2007年6月 同行顧問<br>2011年6月 同行顧問退任<br>2011年6月 当社社外監査役<br>現在に至る | 8,900株             |
| 監査等委員である社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要等<br>選任理由 過去に株式会社八十二銀行の代表取締役を務め、会社経営に関する高い見識とガバナンスに関する豊富な経験を有しており、当社の社外監査役としてその職務、職責を果たしております。今後は監査等委員である社外取締役および独立役員として客観的な視点からの監査・監督機能強化への貢献とコンプライアンス、コーポレートガバナンス充実のための有用な助言を期待し、選任をお願いするものであります。<br>在任期間 監査役在任期間は、本総会終結の時をもって11年であります。 |                                                     |                                                                                                                             |                    |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 氏名<br>(生年月日)                                | 略歴、当社における地位および担当<br>ならびに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する<br>株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 3                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | にしだ はるこ<br>西田治子<br>(1957年8月6日生)<br>新任 社外 独立 | 1981年4月 三井情報開発株式会社総合研究所入社<br>1991年7月 同社退社<br>1992年8月 McKinsey&Company Inc.,Japan入社<br>2011年1月 同社退社<br>2011年1月 オフィス・フロネシス代表(現)<br>2011年1月 一般社団法人IMPACT Foundation<br>Japan理事・事務局長<br>2012年3月 公益財団法人パブリックリソース財<br>団理事(現)<br>2015年11月 一般社団法人Women Help<br>Women代表理事(現)<br>2017年9月 特定非営利活動法人日本ビジネスモ<br>デル学会代表幹事(現)<br>2019年8月 株式会社RINNE取締役(現)<br>2020年6月 当社社外監査役<br>現在に至る | 700株         |
| <p>監査等委員である社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要等</p> <p>選任理由 長年に亘り一般社団法人の代表理事等の非営利法人運営に携わっていることおよび過去の勤務経験より企業経営、ガバナンスに関する豊富な知見と高い見識を有しており、当社の社外監査役としてその職務、職責を果たしております。今後は監査等委員である社外取締役および独立役員として客観的・専門的な視点からの監査・監督機能強化への貢献とコンプライアンス、コーポレートガバナンス充実のための有用な助言を期待し、選任をお願いするものであります。</p> <p>在任期間 監査役在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。</p> |                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |              |

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 成澤一之氏および西田治子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、成澤一之氏および西田治子氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として同各取引所に届け出ております。
4. 社外取締役との責任限定契約について  
当社は、成澤一之氏および西田治子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任について法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結しております。成澤一之氏および西田治子氏の選任が承認された場合は、当社は両氏との間であらためて当該契約を締結する予定であります。
5. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 候補者のスキルマトリックス

|       | 企業経営 | 生産・技術<br>・開発 | 営業<br>マーケティング | 財務・会計<br>・法務 |
|-------|------|--------------|---------------|--------------|
| 半田 芳直 |      |              |               | ○            |
| 成澤 一之 | ○    |              | ○             | ○            |
| 西田 治子 | ○    |              | ○             |              |

企業経営：コンプライアンス、リスク管理、ESG・サステナビリティを含む

営業・マーケティング：国際ビジネス関連を含む

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

### 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                      | 略歴、当社における地位および担当<br>ならびに重要な兼職の状況                                                                               | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| はる た ひろし<br>春田 博<br>(1958年7月16日生)                                                                                                                                                 | 1996年7月 弁護士登録<br>松本丞治法律事務所入所<br>1997年4月 國學院大學法学部教授<br>2004年4月 駒澤大学法科大学院教授(現)<br>2013年6月 駒澤法律事務所 所長(現)<br>現在に至る | 1,000株             |
| 補欠の監査等委員である社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要<br>弁護士として企業法務に精通し、高度な能力と見識を有していることから、客観的な立場から監査を行っていただくことを期待しております。監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                |                    |

- (注) 1. 春田博氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 春田博氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役との責任限定契約について  
春田博氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任について法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。春田博氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

## ご参考

### 1. 取締役候補者の指名の方針および手続について

当社の取締役候補者の選任は、当社グループの営む事業であるプラスチック射出成形機の製造、販売に関する適切かつ機動的な意思決定および業務執行の監督を行うことができるように、社内取締役については、上記事業に関する専門的な能力、知識・知見を有する人材を候補者とし、社外取締役については、ステークホルダーや顧客の視点から成長戦略やガバナンスに関して多様な価値観による問題提起を積極的に行うことができる人材（女性や外国人を含む）を候補者とするを基本方針としております。以上の方針に基づき、社内外に広く人材を求め、役付取締役2名と独立社外取締役2名で構成する指名委員会において社内ですでに定める取締役候補者選任基準を基に審議のうえ取締役会において決議しております。

### 2. 社外取締役の選任基準

社外取締役候補者の選任にあたっては、会社法の定めおよび株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことを前提として独自に以下の「社外取締役候補者選任基準」により判断しております。

- ① 独立かつ客観的な立場から取締役会等で当社の経営に対し有用な意見を述べるることができる経験、知見を備えている。
- ② 当社の社外取締役に求められる経営陣と株主の利益相反行為の監督、ステークホルダーの意見を取締役会に適切に述べるができる。
- ③ 経営陣幹部の選解任、その他重要な意思決定を通じ、取締役会の一員として経営の監督を行える能力を備えている。
- ④ 社外取締役として、取締役会に75%以上出席できる時間を確保できる。  
※他の会社の役員との兼職については、取締役会への出席率が75%以上確保できることをもって「合理的な兼職の範囲」とする。
- ⑤ 産業機械関係の製造業、企業法務、企業会計、会社経営のいずれかの知識が豊富で、当社の社外取締役として活動できる。



#### **第6号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2011年6月29日開催の第55期定時株主総会において、年額250百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、年額320百万円以内（うち社外取締役分年額20百万円以内）とさせていただきますと存じます。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終了後の取締役会において、事業報告に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、対象者を「取締役」としている部分は、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」と変更することを予定しております。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案しつつ、諮問機関である報酬委員会の答申を踏まえて決定したものであり、相当であるものと判断しております。

当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は9名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、10名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

#### **第7号議案** 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とさせていただきますと存じます。本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案し、諮問機関である報酬委員会の答申を踏まえて決定したものであり、相当であるものと判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

**第8号議案** 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する  
ストックオプション報酬額および内容決定の件

当社の取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、2011年6月29日開催の第55期定時株主総会において、同総会にてご承認いただいた年額250百万円以内とする取締役の金銭報酬額とは別枠で年額50百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、現在の取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および内容に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対し、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」としてご承認をお願いする報酬等の額とは別枠で、ストックオプションとしての新株予約権を、年額70百万円以内の範囲で下記のとおり割り当てることとさせていただきたいと存じます。

本件ストックオプションは、新株予約権の割当てを受けた取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬請求権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより、新株予約権を取得させるものであります。

ストックオプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。なお、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）のストックオプション報酬額につきましては、使用人兼取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

当該ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および具体的内容は、当社における取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の業務執行の状況・貢献度等を基準としており、また諮問機関である報酬委員会の答申を踏まえて決定しているため、相当なものであると考えております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終結後の取締役会において、事業報告に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、対象者を「取締役」としている部分は、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」と変更することを予定しております。

現在の取締役の員数は9名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案通り承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は10名（うち社外取締役2名）となりますため、ストックオプシ

ョンとしての新株予約権の付与対象者となる取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は8名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に報酬として新株予約権を割り当てる理由ならびにその新株予約権の内容は、次のとおりであります。

1. 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に報酬として新株予約権を割り当てる理由

当社は、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する報酬制度に関して、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対し、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てるものであります。

2. ストックオプションとしての新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」といいます。）は100株といたします。なお、本議案の決議日（以下、「決議日」といいます。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものいたします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率  
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合およびその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことといたします。

当社普通株式240,000株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限といたします。

- (2) 新株予約権の総数  
2,400個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限といたします。
- (3) 新株予約権の払込金額（発行価額）  
新株予約権1個あたりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会で定める額といたします。  
また、割当てを受ける者が、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺いたします。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を割り当てる日の翌日から35年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間といたします。
- (6) 新株予約権の取得条項  
当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものといたします。
- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
  - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
  - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものといたします。

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した時点で、新株予約権を行使することができるものとする等、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものといたします。

(9) 新株予約権の公正価額の算定

新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定いたします。

(10) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものといたします。

以 上

# 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

## I. 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界情勢は、新型コロナウイルス感染症により停滞した経済活動は、期初においては回復基調で推移いたしましたが、後半は世界的な半導体等の部材不足およびウクライナ情勢の悪化を端とする急激な円安の進行等、不透明な状況で推移いたしました。

当社グループが属する射出成形機業界におきましては、自動車関連を中心に新型コロナウイルス感染症の感染拡大により停滞していた需要が回復基調でありましたが、後半は世界的な部材不足による調達難等により厳しい経営環境となりました。

このような状況のもと、当社グループは、長期的な視点からの成長戦略や業績目標を見据え、2026年3月期を最終年度とする「フューチャーデザイン2026」の達成に向けて推進すると同時に第66期を最終年度とする第三次中期経営計画に基づいた事業を展開いたしました。

事業拠点の展開につきましては、昨年7月にグローバル製販体制の強化を目的に、米国の販売子会社NISSEI AMERICA, INC.を存続会社として米国の生産子会社NISSEI PLASTIC MACHINERY AMERICA INC.を吸収合併いたしました。同社は新たにテキサス州サンアントニオ市に本社を置くことにより、製・販・財の効率化と米国のニーズに合わせた射出成形機の一気通貫での企画・生産・管理・改造・販売を可能といたしました。また、中国においては、本年1月に浙江省海塩県に生産子会社日精塑料机械（海塩）有限公司の設立を決定いたしました。同社の設立によりアジア地域を中心とした旺盛な射出成形機需要に応え、当社グループにおけるグローバルな生産・販売体制の一層の強化を進めてまいります。

当社グループの商品につきましては、「信州ブランドアワード2021」の「しあわせ信州」部門において、環境対応素材であるポリ乳酸（PLA）の射出成形技術に関する自社ブランド「N-PLAjet」が大賞を受賞いたしました。当社では1990年代より生分解性樹脂の利用技術・応用技術の研究開発に着手しており、耐熱用途、薄肉透明用途、木粉とPLAのコンポジット材料成形、PLAの二色成形を実用化してまいりました。今回の選考においては、「ゼロカーボン」を意識した取組みとしてテーマに合致している点、1990年代から生分解性樹脂の研究に継続的に取り組んでいる点が評価されました。



展示会への出展につきましては、第66期より展示会共通のテーマとして「NISSEI RED」を掲げました。NISSEI REDは「NISSEI Reinforcing an Engineering Design」として射出成形機専門メーカーとしての「情熱」「想い」、お客様にお届けできる唯一無二の価値、解決策、次世代に繋げる想いを表現するための展示会をプロモーションの場として捉えております。同テーマにより名古屋プラスチック工業展2021および当社本社、兵庫県の西日本テクニカルセンターでそれぞれプライベート展を開催いたしました。名古屋プラスチック工業展におきましては、昨年9月に愛知県のポートメッセ名古屋で開催され、新機種である「TWX-300RⅢ」と二色成形機である「DCX140Ⅲ-9E」を出展いたしました。TWX-300RⅢは当社独自の低圧成形技術「N-SAPLI」による異形状同一条件成形を、DCX140Ⅲ-9EではPLAの二色成形をそれぞれ実演し、当社の技術力のPRを行いました。また、昨年10月に西日本テクニカルセンターにおいて西日本プライベートフェア2021を、同12月には長野県の本社にてNISSEI RED EXHIBITION 2021 in NAGANOをそれぞれ開催いたしました。これらのプライベート展にはNISSEI REDをテーマに次世代ハイブリッド機で360 tクラスの機械全長で680 tクラスの金型が搭載可能となるFWX970Ⅲ-200 Bおよび電気式射出成形機NEX機の進化形としてボトル業界への新提案であり汎用射出成形機で成形可能なインジェクションブロー工法を初披露する等の実演を実施し、来場したお客様よりご好評をいただきました。

営業面におきましては、海外市場では、欧州で自動車関連業界においてNEGRI BOSSI S.P.A.および現地法人を活用した市場開拓およびEV化への対応ならびにPLA等の環境対応技術のシステム販売を強化いたしました。アジア市場においては、欧州企業のアジア工場に対する拡販体制を構築し、重要業種向けの特種機、専用機の拡販を強化いたしました。国内市場におきましては、中大型機、縦型機、二色機の販売を強化し、海外納入案件へのグローバル営業を推し進めてまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済の停滞から一定の回復が見られたこと等から売上高は前期比17.1%増の487億3千1百万円となりました。このうち、国内売上高は128億8百万円、海外売上高は359億2千3百万円となり、海外売上高比率は73.7%（前期実績は74.0%）となりました。

利益面におきましては、主力である射出成形機の需要が回復したこと等から営業利益は25億7千7百万円（前期比125.1%増）、経常利益は29億4千万円（同174.6%増）となりました。

これらの結果、親会社株主に帰属する当期純利益は26億8千万円（前期比347.6%増）となりました。



なお、製品別の売上状況は、次のとおりであります。

〔射出成形機〕

主力である射出成形機につきましては、売上高は379億8千9百万円（前期比21.1%増）となりました。

〔周辺機器・部品・金型等〕

部品の売上高は、66億4千万円（前期比10.0%増）、周辺機器の売上高は20億4千万円（同15.0%増）と増加いたしました。金型等の売上高は、20億6千万円（同14.7%減）となりました。

## 2. 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資総額は19億3千5百万円であり、その主な内訳は、当社における工作機械のレトロフィット費用2億1千5百万円および日精ホンママシナリー株式会社における五面加工機のレトロフィット費用8千9百万円であります。

## 3. 資金調達の状況

当連結会計年度中に、特記すべき資金調達は行っておりません。

## 4. 重要な組織再編等の状況

2021年7月に当社子会社のNISSEI AMERICA,INC.とNISSEI PLASTIC MACHINERY AMERICA INC.は、NISSEI AMERICA,INC.を存続会社とする吸収合併を行いました。

## 5. 対処すべき課題

今後におきましては、新型コロナウイルス感染症により停滞した経済活動の回復が見込まれるものの、半導体不足、鉄鋼価格の上昇、プラスチック材料の不足、値上げ等の懸念から先行きは不透明であります。

第66期においては、2026年3月を最終年度とする「フューチャーデザイン2026」の達成に向けて、第64期を初年度とする第三次中期経営計画に基づき、事業を押し進めてまいりました。最終年度となる第66期は、日本セグメントでは次世代環境対応型の中大型機・堅型機の開発が終了し、本社ならびに西日本テクニカルセンターにおいて内覧会を実施するとともにPLA（ポリ乳酸）をベースとした新たなコンポジット生分解性樹脂の開発を行いました。欧米セグメントでは米国の販売子会社と生産子会社を統合し、経営管理を一元化して製造・販売・財務の効率化を進めました。また、イタリアの成形機メーカー、NEGRI BOSSI S.P.A.の子会社化により、欧州に適合した機種の高効率な製造販売体制を確立しました。アジアセグメントでは中国を中心に医療、IT関連の旺盛な需要を背景に積極的な設備投資に対応すべく中国生産拠点の増床を行い30%超の生産性向上を図りました。これらの施策を押し進めた結果、当期においては業績予想値を全て達成することができました。

第67期を初年度とする3か年の第四次中期経営計画につきましては、経営目標を「グローバル環境経営を更に進化させ、フューチャーデザイン2026の達成に向けた総仕上げを行う」として、グローバル視点による経営の基本を環境面から考え、海洋プラスチック問題や脱炭素社会の実現、資源環境システムの構築といった問題に対して、当社の研究開発、製品販売をSBT（Science Based Targets）に基づくスコープ3への適合を推進するための各施策を押し進めてまいります。

具体的には第67期につきましては、成形加工業界に対し、環境対応への啓蒙と新成形法の確立を進め、営業、生産、商品、リスク等の全ての企業活動を環境視点で考える「環境対応技術のビジネス化」により売上増加に繋げてまいります。営業面におきましては、プラスチックのミスリードを是正し、環境対応と経済活動の調和を図る提案として石油由来から植物由来樹脂への利活用をはじめとする環境と企業価値向上のための選択肢の提供を行ってまいります。生産体制といたしましては、グローバルサプライチェーンの強化により、品質、コスト、納期対応の向上を図るとともに為替リスクの低減を図り、半導体関連、金属材料部品等の難調達部材につき計画的調達、供給体制の再構築により品質、コスト、納期の安定化を進めてまいります。商品開発につきましては、中・長期ロードマップに基づく計画的な商品開発、研究開発を行い、マテリアルを含む、環境対応技術とリモートメンテナンスをはじめとするIoT技術の商品化をタイムリーに推進し市場投入を図ってまいります。

今後におきましても、当社グループといたしましては、経営目標の達成に向けた世界5極生産体制と販売体制の強化と共に、業界全体として地球環境保全に取り組む組織的な活動を含む社会課題の解決に根差す企業価値の向上に努めてまいりますので、株主の皆様には一層のご支援とご協力を賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

### 第67期連結通期業績予想

(百万円)

|                  | 売上高    | 営業利益  | 経常利益  | 親会社株主に<br>帰属する<br>当期純利益 | 一株当たり<br>当期純利益<br>(円) |
|------------------|--------|-------|-------|-------------------------|-----------------------|
| 第67期<br>2023年3月期 | 51,000 | 3,000 | 3,100 | 1,900                   | 97.42                 |

## 6. 財産及び損益の状況の推移

### (1) 企業集団の財産及び損益の状況

| 区分 \ 期別                      | 第 63 期<br>2019年 3 月期 | 第 64 期<br>2020年 3 月期 | 第 65 期<br>2021年 3 月期 | 第 66 期<br>(当連結会計年度)<br>2022年 3 月期 |
|------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売上高<br>(百万円)                 | 44,065               | 38,801               | 41,604               | 48,731                            |
| 経常利益<br>(百万円)                | 3,593                | 1,130                | 1,070                | 2,940                             |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益<br>(百万円) | 2,589                | 644                  | 598                  | 2,680                             |
| 一株当たり当期純利益<br>(円)            | 129.56               | 32.30                | 30.71                | 137.43                            |
| 純資産<br>(百万円)                 | 33,860               | 33,501               | 33,851               | 36,938                            |
| 総資産<br>(百万円)                 | 56,841               | 63,255               | 64,364               | 68,852                            |

### (2) 当社の財産及び損益の状況

| 区分 \ 期別                                   | 第 63 期<br>2019年 3 月期 | 第 64 期<br>2020年 3 月期 | 第 65 期<br>2021年 3 月期 | 第 66 期<br>(当事業年度)<br>2022年 3 月期 |
|-------------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売上高<br>(百万円)                              | 36,523               | 33,298               | 29,296               | 36,452                          |
| 経常利益<br>(百万円)                             | 2,724                | 1,397                | 624                  | 2,656                           |
| 当期純利益<br>又は当期純損失 (△)<br>(百万円)             | 2,014                | 1,024                | △279                 | 1,844                           |
| 一株当たり当期純利益<br>又は一株当たり当期純<br>損失 (△)<br>(円) | 100.80               | 51.32                | △14.34               | 94.58                           |
| 純資産<br>(百万円)                              | 29,930               | 29,869               | 29,523               | 30,890                          |
| 総資産<br>(百万円)                              | 53,740               | 51,206               | 51,006               | 55,394                          |

## 7. 重要な子会社の状況

### (1) 重要な子会社の状況

| 会社名                                          | 資本金              | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容                        |
|----------------------------------------------|------------------|----------|--------------------------------|
| NISSEI AMERICA,INC.                          | US \$ 22,500,000 | 100%     | 当社製品の製造ならびに販売およびサービス           |
| 日精樹脂工業科技（太倉）有限公司                             | 180百万円           | 100%     | 中国における当社製品の販売およびサービス           |
| 日精塑料机械（太倉）有限公司                               | 1,590百万円         | 100%     | 当社製品の製造                        |
| NISSEI PLASTIC MACHINERY (THAILAND) CO.,LTD. | THB280,000,000   | 100%     | 当社製品の製造                        |
| 日精ホンマシナリー株式会社                                | 257百万円           | 100%     | 当社製品の製造および金属加工機械の製造販売          |
| NEGRI BOSSI S.P.A.                           | €15,974,974      | 89.27%   | 射出成形機およびロボット機器の製造ならびに販売およびサービス |

(注) 当社子会社のNISSEI AMERICA,INC.とNISSEI PLASTIC MACHINERY AMERICA INC.は、2021年7月1日を効力発生日として、NISSEI AMERICA,INC.を存続会社とする吸収合併を行いました。

### (2) その他の子会社

NISSEI PLASTIC SINGAPORE PTE LTD  
 NISSEI (MALAYSIA) SDN.BHD.  
 NISSEI PLASTIC (HONG KONG) LTD.  
 台湾日精股份有限公司  
 NISSEI MEXICO,S.A. DE C.V.  
 NISSEI PLASTIC (THAILAND) CO.,LTD.  
 上海尼思塑胶机械有限公司  
 NISSEI PLASTIC (VIETNAM) CO.,LTD.  
 NISSEI PLASTIC (INDIA) PRIVATE LTD.  
 NISSEI PLASTIC PHILIPPINES,INC.  
 PT.NISSEI PLASTIC INDONESIA  
 NISSEI EUROPE,s.r.o.  
 ROBOLINE S.R.L.  
 NEGRI BOSSI NORTH AMERICA,INC.  
 NEGRI BOSSI LTD.  
 NEGRI BOSSI FRANCE S.A.S.  
 NEGRI BOSSI (INDIA) PRIVATE LTD.  
 NEGRI BOSSI INC.  
 NBMX S.A. DE C.V.  
 NEGRI BOSSI S.A.U.  
 株式会社日精テクニカ  
 日精メタルワークス株式会社  
 日精塑料机械（海塩）有限公司

## 8. 主な事業内容

当社グループは、主として射出成形機・周辺機器・部品・金型等の製造および販売を行っております。

## 9. 企業集団の主要な拠点

### (1) 当社

|           |                                                                                                  |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本社及び本社工場  | 長野県埴科郡坂城町                                                                                        |
| 営業所       | 東北（福島市） 東関東（さいたま市） 西関東（相模原市）<br>東海（小牧市） 長野（長野県埴科郡坂城町） 北陸（富山市）<br>大阪（松原市） 中国（加西市） 広島（広島市） 九州（福岡市） |
| 出張所       | 国内 9カ所                                                                                           |
| テクニカルセンター | 本社テクニカルセンター（長野県埴科郡坂城町）<br>西日本テクニカルセンター（兵庫県明石市）                                                   |
| 営業推進部     | 東京都千代田区                                                                                          |
| 支店        | 韓国                                                                                               |

### (2) 子会社

| 会社名                                           | 区分 | 所在地               |
|-----------------------------------------------|----|-------------------|
| 株式会社日精テクニカ                                    | 本社 | 長野県埴科郡坂城町         |
| 日精メタルワークス株式会社                                 | 本社 | 新潟県上越市            |
| 日精ホンママシナリー株式会社                                | 本社 | 兵庫県明石市            |
| NISSEI AMERICA, INC.                          | 本社 | 米国 テキサス州 サンアントニオ  |
| NISSEI MEXICO, S.A. DE C.V.                   | 本社 | メキシコ メキシコシティ      |
| 日精塑料机械（太倉）有限公司                                | 本社 | 中華人民共和国 太倉        |
| 日精樹脂工業科技（太倉）有限公司                              | 本社 | 中華人民共和国 太倉        |
| 日精塑料机械（海塩）有限公司                                | 本社 | 中華人民共和国 海塩        |
| 上海尼思塑胶机械有限公司                                  | 本社 | 中華人民共和国 上海        |
| NISSEI PLASTIC (HONG KONG) LTD.               | 本社 | 中華人民共和国 香港        |
| 台湾日精股份有限公司                                    | 本社 | 台湾 台北             |
| NISSEI PLASTIC PHILIPPINES, INC.              | 本社 | フィリピン ラグナ州        |
| NISSEI PLASTIC (VIETNAM) CO., LTD.            | 本社 | ベトナム社会主義共和国 ホーチミン |
| NISSEI PLASTIC (THAILAND) CO., LTD.           | 本社 | タイ バンコク           |
| NISSEI PLASTIC MACHINERY (THAILAND) CO., LTD. | 本社 | タイ ラヨン県           |
| NISSEI PLASTIC SINGAPORE PTE LTD              | 本社 | シンガポール            |
| NISSEI (MALAYSIA) SDN. BHD.                   | 本社 | マレーシア クアラルンプール    |
| PT. NISSEI PLASTIC INDONESIA                  | 本社 | インドネシア ジャカルタ      |
| NISSEI PLASTIC (INDIA) PRIVATE LTD.           | 本社 | インド グルガオン         |
| NISSEI EUROPE, s.r.o.                         | 本社 | スロバキア プラチスラバ      |
| NEGRI BOSSI S.P.A.                            | 本社 | イタリア ミラノ          |
| ROBOLINE S.R.L.                               | 本社 | イタリア ミラノ          |
| NEGRI BOSSI S.A.U.                            | 本社 | スペイン バルセロナ        |

| 会社名                             | 区分 | 所在地                  |
|---------------------------------|----|----------------------|
| NEGRI BOSSI LTD.                | 本社 | イギリス ウォリックシャー        |
| NEGRI BOSSI FRANCE S.A.S.       | 本社 | フランス オーヴェルニュ＝ローヌ＝アルプ |
| NEGRI BOSSI(INDIA) PRIVATE LTD. | 本社 | インド アメーダバード          |
| NEGRI BOSSI NORTH AMERICA,INC.  | 本社 | 米国 デラウェア州 ニューキャッスル   |
| NBMX S.A. DE C.V.               | 本社 | メキシコ メキシコシティ         |

## 10. 従業員の状況

### (1) 企業集団の従業員数

| 従業員数   | 前連結会計年度末比増減 |
|--------|-------------|
| 1,304名 | 2名減         |

### (2) 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 486名 | 4名減    | 45.7歳 | 19.7年  |

(注) 派遣社員・嘱託・パート81名（前期末76名）は、含んでおりません。

## 11. 主要な借入先、借入額

(単位：百万円)

| 主 要 な 借 入 先         | 借入金残高 |
|---------------------|-------|
| 株 式 会 社 八 十 二 銀 行   | 4,364 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 1,448 |

## 12. その他企業集団の現況における重要な事項

当社は、2022年4月4日付で、東京証券取引所における新市場区分である「プライム市場」へ移行いたしました。

## II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 54,000,000株
2. 発行済株式の総数 19,503,295株 (自己株式2,768,705株を除く。)
3. 当事業年度末の株主数 12,200名

### 4. 大株主（上位10名）及びその持株数

| 株 主 名                                         | 持 株 数<br>(千株) | 持 株 比 率<br>(%) |
|-----------------------------------------------|---------------|----------------|
| 有 限 会 社 ア オ キ エ ー ジ ェ ン シ ー                   | 1,889         | 9.7            |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 ) | 1,677         | 8.6            |
| NOMURA CUSTODY NOMINEES LTD-TK1 LIMITED       | 1,585         | 8.1            |
| 日 精 樹 脂 工 業 取 引 先 持 株 会 社                     | 1,449         | 7.4            |
| 株 式 会 社 八 十 二 銀 行                             | 966           | 5.0            |
| 依 田 穂 積                                       | 668           | 3.4            |
| 前 田 陽 太                                       | 408           | 2.1            |
| 日 精 樹 脂 工 業 株 式 会 社 従 業 員 持 株 会 社             | 360           | 1.9            |
| 三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社                     | 346           | 1.8            |
| 株 式 会 社 長 野 銀 行                               | 343           | 1.8            |

(注) 持株比率は自己株式 (2,768,705株) を控除して計算しております。

### Ⅲ. 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役及び監査役の氏名等

| 会社における地位           | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長            | 依 田 穂 積 | 日精ホンマシナリー株式会社 代表取締役会長<br>NEGRI BOSSI S.P.A. 会長<br>NISSEI AMERICA,INC. 会長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 常務取締役<br>海外生産統括    | 滝 澤 清 登 | 日精塑料机械(太倉)有限公司 董事長<br>NISSEI PLASTIC MACHINERY (THAILAND) CO.,LTD. 会長<br>日精塑料机械(海塩)有限公司 董事長                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 常務取締役              | 宮 下 浩   | 経営企画部・人事部・内部監査室・財務部・総務部・<br>コンプライアンス・リスク管理担当<br>株式会社日精テクニカ代表取締役会長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 取 締 役<br>技 術 本 部 長 | 碓 井 和 男 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 取 締 役<br>営 業 本 部 長 | 清 水 宏 志 | NISSEI PLASTIC SINGAPORE PTE LTD 会長<br>NISSEI PLASTIC (HONG KONG) LTD. 董事長<br>台湾日精股份有限公司 董事長<br>NISSEI MEXICO,S.A.DE C.V. 社長<br>NISSEI PLASTIC (THAILAND) CO.,LTD. 会長<br>上海尼思塑胶机械有限公司 董事長<br>NISSEI PLASTIC (VIETNAM) CO.,LTD. 会長<br>NISSEI PLASTIC (INDIA) PRIVATE LTD. 会長<br>NISSEI PLASTIC PHILIPPINES,INC. 社長<br>PT.NISSEI PLASTIC INDONESIA 会長<br>日精樹脂工業科技(太倉)有限公司 董事長<br>NISSEI EUROPE,s.r.o. 会長 |
| 取 締 役<br>生 産 本 部 長 | 小 林 孝 浩 | 品質保証部担当<br>日精メタルワークス株式会社 代表取締役会長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 取 締 役<br>相 談 役     | 荻 原 英 俊 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 取 締 役              | 平 洋 輔   | 平洋輔税理士事務所 所長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 取 締 役              | 原 勝 彦   | 原勝彦公認会計士事務所 所長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 常 勤 監 査 役          | 廉 澤 元 章 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 監 査 役              | 成 澤 一 之 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 監 査 役              | 西 田 治 子 | オフィス・フロネシス 代表<br>一般社団法人Women Help Women 代表理事                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

- (注) 1. 取締役平洋輔氏および取締役原勝彦氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役平洋輔氏は、平洋輔税理士事務所の所長であります。なお、当社と平洋輔税理士事務所との間には特別な関係はありません。
3. 取締役原勝彦氏は、原勝彦公認会計士事務所の所長であります。なお、当社と原勝彦公認会計士事務所との間に特別な関係はありません。
4. 監査役成澤一之氏および監査役西田治子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 常勤監査役廉澤元章氏は、25年間当社の経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。



6. 監査役西田治子氏は、オフィス・フロネシスの代表および一般社団法人Women Help Womenの代表理事であります。なお、当社とオフィス・フロネシスおよび一般社団法人Women Help Womenとの間に特別な関係はございません。
7. 取締役候補者の指名においては、役付取締役2名および社外取締役2名で構成する指名委員会において社内で定める取締役候補者選任基準を基に、能力、見識、専門知識等を総合的に判断の上で選考し、取締役会において候補者を選任しております。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役および監査役（子会社含む）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意または重過失の場合には填補の対象としないこととしております。

## 2. 取締役及び監査役の報酬等

### (1)取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その概要は以下のとおりであります。

#### ①基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るためのインセンティブとして十分に機能するように株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬ならびに非金銭報酬（ストック・オプション）により構成し、監督機能を担う社外取締役についてはその職務に鑑みて基本報酬のみを支払うこととしております。

#### ②基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬（役位報酬）は、経済産業省の「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」および日本取締役協会の「経営者報酬のガイドライン」等を参考に算定を行っております。社外取締役は、役員報酬規程に基づき算出する固定報酬のみとしております。

当社の取締役の基本報酬については年額報酬を役員報酬規程に基づき、毎月定期同額を支払うこととしております。

#### ③業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方法（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針含む）

##### 1. 業績連動報酬

業績連動報酬については、当該連結会計年度の業績および時期の経営環境予想等に基づき各取締役の業務執行状況を加味した報酬評価基準表により算定しております。

報酬評価基準表は、連結売上高、連結営業利益、連結経常利益、ROE、配当性向等の各項目における開示値および前年同期との増減比較率より自動的に算出される定量的評価基準と担当する業務に対する取組姿勢、結果から報酬委員会に協議された定性的評価基準に基づき作成しております。

業績連動報酬については、年額報酬を役員報酬規程に基づき、毎月定期同額を支払うこととしております。

## 2. スtock・オプション報酬

Stock・オプション報酬については、取締役新株予約権支給規則の定めに基づき、役位別に定めるStock・オプション報酬額を当該新株予約権1個当たりの公正価額を除いた数を割り当てております。公正価額の算出はブラック・ショールズ・モデルを用いております。

Stock・オプションについては、内規で定める取締役新株予約権支給規則に基づき、毎年7月に1年分を付与しております。

### ④金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、報酬委員会において検討を行っております。取締役会は、報酬委員会の答申内容を最大限尊重して当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定いたします。

### ⑤取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長が具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の役位報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬の評価配分としております。当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会は報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は当該答申の内容を踏まえて決定を行います。

Stock・オプション報酬につきましては、報酬委員会からの答申を踏まえて取締役会で取締役個人の割当数を決議することとしております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

### (2)取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2011年6月29日開催の第55期定時株主総会において、年額250百万円以内とご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員

数は6名であります。また当該金銭報酬とは別枠で2011年6月29日開催の第55期定時株主総会において、年額50百万円以内でストック・オプションとして新株予約権を割り当てる旨のご承認をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名であります。監査役の金銭報酬の額は、2011年6月29日開催の第55期定時株主総会において、年額40百万円以内とご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点での監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）であります。

#### (3)取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長依田穂積が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。委任する権限の内容は、各取締役の役位報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬の評価配分としております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているためです。当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会は、諮問機関である報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとしております。

#### (4)当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分              | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) |           |           | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|------------------|-----------------|-----------------|-----------|-----------|-----------------------|
|                  |                 | 基本報酬            | 業績連動報酬等   | 非金銭報酬等    |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 263<br>(9)      | 192<br>(9)      | 28<br>(—) | 42<br>(—) | 9<br>(2)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 28<br>(9)       | 28<br>(9)       | —<br>(—)  | —<br>(—)  | 3<br>(2)              |
| 合 計<br>(うち社外役員)  | 291<br>(19)     | 220<br>(19)     | 28<br>(—) | 42<br>(—) | 12<br>(4)             |

- (注) 1. 業績連動報酬は、当該連結会計年度の業績および次期の経営環境予想等に基づき各取締役の業務執行状況を加味した報酬評価基準表により算定しております。報酬評価基準表は、連結売上高、連結営業利益、連結経常利益等の各項目における開示および前期との増減比率より自動的に算出される定量的評価基準と担当する業務に対する取組姿勢結果から報酬委員会にて協議された定性的評価基準に基づき作成しております。なお、当連結会計年度を含む連結売上高、連結経常利益の推移は「I 6. 財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであり、これらを業績指標として選定した理由は、当社の業績全体を俯瞰するために適していると判断したためであります。
2. 非金銭報酬等として取締役（社外取締役除く）に対してストック・オプションとして新株予約権を交付しております。当該ストック・オプションの内容およびその交付状況は「(1)取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」および「第66期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項 会社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりです。

### 3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職先と当社の関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては、「1. 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

(2) 当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 在任期間      | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役にて期待される役割に関して行った<br>職務の概要                                                                                                                                                                                                   |
|-------|---------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 平 洋 輔   | 5 年 9 ヶ月  | 当事業年度に開催された取締役会19回全てに出席しております。独立性の高い見地から、税務および会計に関する知見に基づき有用な発言を行っております。特に税務及び会計について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された指名委員会1回、報酬委員会1回の全てに出席して、役員候補者の選定および役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。          |
| 取 締 役 | 原 勝 彦   | 3 年 9 ヶ月  | 当事業年度に開催された取締役会19回全てに出席しております。独立性の高い見地から、会社経営を統括する豊富な知見と高い見識に基づき有用な発言を行っております。特に会社経営について豊富な知見と高い見識に基づいた監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として当事業年度に開催された指名委員会1回、報酬委員会1回の全てに出席して、役員候補者の選定および役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 |
| 監 査 役 | 成 澤 一 之 | 10 年 9 ヶ月 | 当事業年度に開催された取締役会19回全て、および監査役会16回全てに出席し、独立性の高い見地から、経営管理全般に関する豊富な経験に基づき有用な発言を行っております。また、監査役会において当社の内部監査および経理システムならびにコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。                                                                                               |
| 監 査 役 | 西 田 治 子 | 1 年 9 ヶ月  | 当事業年度に開催された取締役会19回全て、および監査役会16回全てに出席し、独立性の高い見地から、企業経営、ガバナンスに関する豊富な経験に基づき有用な発言を行っております。また、監査役会において当社の内部監査および経理システムならびにコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。                                                                                           |

- (注) 1. 取締役平洋輔氏、取締役原勝彦氏および監査役成澤一之氏、監査役西田治子氏は、東京証券取引所ならびに名古屋証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 責任限定契約の内容の概要  
当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。  
当社の社外取締役および社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。
3. 在任期間は2022年3月31日を基準日として記載しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

## IV. 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### 2. 報酬等の額

| 当社が支払うべき報酬等の額                       | 報酬等の額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 45,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 45,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、過年度の会計監査の職務執行状況および当事業年度の監査時間ならびに報酬見積りの算出根拠等について適切で妥当性があるかどうかについて検討をした結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の子会社であるNISSEI AMERICA, INC. 日精塑料機械（太倉）有限公司 日精樹脂工業科技（太倉）有限公司 NEGRI BOSSI S.P.A.は、当社の会計監査人以外の会計監査人による監査を受けております。

### 3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。



## V. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、取締役会において業務の適正を確保するための体制として次の通り決議しております。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1)当社及びグループ会社は「プラスチックをとおして、人間社会を豊かにする」の経営理念に則った「日精樹脂工業行動憲章」に基づき法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。
  - (2)取締役会は「コンプライアンス規程」を定め、法令、社内規則及び企業倫理の遵守を徹底し、当社及びグループ会社に勤務するすべての者がこれを遵守する。
  - (3)取締役会は、法令違反その他コンプライアンス違反の未然防止と社内通報制度を整備し、迅速かつ適切な対応を図る。
  - (4)取締役会は、市民社会に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、警察等の関係行政機関と連携を取りながら反社会的勢力との関係を遮断する体制を整備し、当社及びグループ会社に勤務する全ての者がこれを遵守する。
2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1)取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、法令等の定めに基づき文書等を保存管理するほか、文書規程及び情報管理規程に基づき、適切な保存管理を行う。
  - (2)諸規程の適正な運用を図ると共にその保存媒体に応じ適切かつ確実に検索性の高い状態で保存及び管理を行い、必要に応じて体制の見直しを図る。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1)取締役会は、損失の危険の管理に関する規程その他の体制については、リスク管理規程に基づき、会社のリスクの把握及び管理を行う。
  - (2)各部門を管掌する取締役は担当職務に内在するリスクを把握、分析評価を行い適切な対策を実施する。
  - (3)不測の事態及び災害、システム障害等への対応として、社内規程等に基づき体制を整備しつつ、事業継続計画（BCP）及び各マニュアル等の着実な運用を図ると共に想定される様々な災害等のリスクによる損害を最小限に止める体制を整える。

#### **4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- (1)取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するため、取締役会は取締役会規程に基づき原則月1回開催し、必要に応じて随時開催する。当社の経営方針及び経営戦略に係わる重要事項については、経営会議において事前に協議を行い、その審議を経て取締役会において決議を行う。
- (2)取締役会の決定に基づく職務執行については、職務権限規程等に基づき業務所管部署の責任と権限を定め、適正な体制を確立する。必要に応じてこれらの諸規程を見直し、効率的な職務執行体制を維持する。
- (3)取締役会の実効性の評価を行い、透明性の高い経営体制を維持する。

#### **5. 当社並びに連結子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- (1)連結子会社を中心とするグループ会社全てにおける企業集団として業務の適正を確保するために、関係会社管理規程及び海外グループ会社管理規程を定め、経営管理体制を統制する。
- (2)多様化する業務の適正を確保するため、連結子会社等の取締役及び使用人は、規程等に基づいたグループ会社の経営上の重要な事項に関しては、当社への協議及び報告を通じて連結子会社等の経営管理を行う。
- (3)当社及び連結子会社は、財務報告の適切性・信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制体制を整備する。

#### **6. 監査役の監査環境に関する体制**

- (1)監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項  
監査役の職務を補助するため、必要に応じて監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換する。
- (2)当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- (3)取締役及び使用人並びに子会社の取締役、使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制  
取締役及び使用人並びに子会社の取締役、使用人が監査役に対して報告すべき事項及び方法については法令及び規程に準ずるものとし、その他は取締役会と監査役会との協議により決定する。前記に係らず監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることが出来る。
- (4)監査役に報告した取締役及び使用人並びに子会社の取締役、使用人が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
社内通報制度において監査役に報告する体制及び規程を整備する。



(5)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため取締役会等重要会議に出席すると共に代表取締役と定期的な会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。また、監査役は会計監査人に報告を求めると共に情報の交換を行うなどの連携を図る。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次の通りであります。

当社グループは、取締役会において決議された内部統制体制の整備に関する基本方針に基づき、当社及びグループ会社において内部統制システムを整備し、運用しております。

期初においては、経営説明会を使用人に対して実施し、経営方針、経営課題等の説明を行い、認識の統一化を図っております。期中においては、四半期毎に経営説明会を実施して進捗状況を使用人に説明するほか、代表取締役等の役付取締役による各部門のヒアリングを適宜実施し、進捗状況の確認及び適切な業務運営の体制を確保しております。また、取締役会の実効性を確保するため取締役、監査役（社外役員含む）に対してアンケート調査を実施して取締役会の実効性の評価・改善を行い、経営の透明性、健全性を確保しております。

取締役及び使用人を対象に、年4回のコンプライアンス研修会を実施し、コンプライアンス意識の向上を図っております。さらに内部監査部門において、業務が適正に行われているか等の業務監査を部門毎に実施し、取締役会に報告する体制を整備しております。

また、リスク管理体制においては、当社グループとして年1回BCP訓練を実施し、その訓練の結果からBCPマニュアルを改訂し実効性を高めております。海外子会社においても各国におけるリスクを洗い出し、リスクに応じた対応策を講じております。

当社の子会社に対しては、当社による経営管理を一本化した運営を行い、経営状況、マーケット分析のほか各国の税制、法令の把握等に努め、現地法人の管理体制の強化に努めております。また定期的に当社の監査役、会計監査人及び内部監査部門が監査を行い、内部統制の有効性評価を通じて改善に努めております。

~~~~~  
(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

以上

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>50,834,156</b>	<b>流動負債</b>	<b>22,489,406</b>
現金及び預金	10,781,715	支払手形及び買掛金	14,252,754
受取手形、売掛金及び契約資産	10,606,789	短期借入金	433,890
電子記録債権	638,613	1年内返済予定の長期借入金	1,744,510
商品及び製品	9,419,443	リース債務	156,753
仕掛品	4,413,415	未払法人税等	742,190
原材料及び貯蔵品	11,672,817	賞与引当金	96,708
未収入金	2,390,887	製品保証引当金	233,756
その他	1,380,437	その他	4,828,840
貸倒引当金	△469,963	<b>固定負債</b>	<b>9,424,286</b>
<b>固定資産</b>	<b>18,018,241</b>	長期借入金	5,869,019
有形固定資産	13,397,565	長期未払金	110,465
建物及び構築物	6,212,750	リース債務	226,396
機械装置及び運搬具	1,543,880	繰延税金負債	14,644
工具器具及び備品	279,967	退職給付に係る負債	3,140,920
土地	4,625,768	その他	62,839
リース資産	353,162	<b>負債合計</b>	<b>31,913,693</b>
建設仮勘定	382,035	<b>(純資産の部)</b>	
無形固定資産	572,014	<b>株主資本</b>	<b>35,102,062</b>
リース資産	9,294	資本金	5,362,500
その他	562,719	資本剰余金	5,334,523
投資その他の資産	4,048,661	利益剰余金	25,944,108
投資有価証券	1,939,018	自己株式	△1,539,070
繰延税金資産	1,848,062	その他の包括利益累計額	<b>1,335,159</b>
退職給付に係る資産	38,463	その他有価証券評価差額金	711,797
その他	224,594	繰延ヘッジ損益	△3,106
貸倒引当金	△1,477	為替換算調整勘定	607,525
<b>資産合計</b>	<b>68,852,397</b>	退職給付に係る調整累計額	18,943
		<b>新株予約権</b>	<b>282,482</b>
		<b>非支配株主持分</b>	<b>218,999</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>36,938,704</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>68,852,397</b>

# 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		48,731,261
売上原価		34,330,801
売上総利益		14,400,459
販売費及び一般管理費		11,822,553
営業利益		2,577,906
営業外収益		
受取利息及び配当金	111,167	
為替差益	274,724	
仕入割引	25,399	
受取賃貸料	28,766	
受取手数料	20,257	
売電収入	24,794	
その他の	104,774	589,883
営業外費用		
支払利息	161,479	
売電費用	7,118	
リース解約損	38,392	
その他の	19,995	226,985
経常利益		2,940,803
特別利益		
固定資産売却益	1,165,463	1,165,463
特別損失		
子会社移転費用	80,411	
特別退職金	20,430	100,842
税金等調整前当期純利益		4,005,425
法人税、住民税及び事業税	1,377,923	
法人税等調整額	△78,055	1,299,868
当期純利益		2,705,557
非支配株主に帰属する当期純利益		25,213
親会社株主に帰属する当期純利益		2,680,343

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流 動 資 産</b>	<b>31,875,349</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>16,657,473</b>
現金及び預金	3,690,028	支払手形	1,425,042
受取手形	435,978	買掛金	11,361,242
電子記録債権	638,613	1年内返済予定の長期借入金	1,562,860
売掛金	10,604,762	リース債務	21,707
契約資産	656,711	未払金	912,493
商品及び製品	2,984,580	未払費用	48,271
仕掛品	2,333,631	未払法人税等	759,567
原材料及び貯蔵品	4,909,704	契約負債	429,597
前渡金	1,073,700	預り金	32,261
前払費用	63,439	賞与引当金	73,927
未収入金	4,267,483	製品保証引当金	21,861
関係会社短期貸付金	3,417	受注損失引当金	2,209
その他の他	229,578	その他の	6,430
貸倒引当金	△16,280	<b>固 定 負 債</b>	<b>7,846,488</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>23,519,147</b>	長期借入金	4,722,958
有形固定資産	8,253,133	長期未払金	110,465
建物	2,510,669	リース債務	27,405
構築物	110,943	退職給付引当金	2,975,879
機械装置	1,049,230	その他の	9,780
車両運搬具	3,068	<b>負 債 合 計</b>	<b>24,503,961</b>
工具器具及び備品	195,174	(純資産の部)	
土地	4,015,500	<b>株 主 資 本</b>	<b>29,896,255</b>
リース資産	34,381	資本金	5,362,500
建設仮勘定	334,165	資本剰余金	5,480,900
無形固定資産	549,924	資本準備金	5,342,806
ソフトウェア	522,303	その他資本剰余金	138,094
リース資産	9,294	利益剰余金	20,591,924
その他の他	18,326	利益準備金	591,293
投資その他の資産	14,716,088	その他利益剰余金	20,000,630
投資有価証券	1,461,949	別途積立金	7,525,000
関係会社株	9,484,199	繰越利益剰余金	12,475,630
関係会社長期貸付金	2,827,699	自己株式	△1,539,070
保証金	46,388	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>711,797</b>
破産更生債権等	143	その他有価証券評価差額金	711,797
繰延税金資産	888,453	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>282,482</b>
その他の他	8,733	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>30,890,536</b>
貸倒引当金	△1,477	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>55,394,497</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>55,394,497</b>		

# 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		36,452,965
売上原価		29,614,847
売上総利益		6,838,117
販売費及び一般管理費		4,985,479
営業利益		1,852,638
営業外収益		
受取利息及び配当金	679,619	
受取賃貸料	100,780	
為替差益	51,835	
売電収入	24,794	
その他	98,766	955,796
営業外費用		
支払利息	21,407	
賃貸収入原価	118,504	
売電費用	7,118	
その他	4,407	151,437
経常利益		2,656,997
税引前当期純利益		2,656,997
法人税、住民税及び事業税	800,054	
法人税等調整額	12,323	812,378
当期純利益		1,844,619

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

日精樹脂工業株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中川昌美  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 唯根欣三  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日精樹脂工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日精樹脂工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成

することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

日精樹脂工業株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中川昌美

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 唯根欣三

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日精樹脂工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。



計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会及び経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、海外子会社管掌部門及び子会社の取締役等から事業の報告を受け必要に応じて業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

日精樹脂工業株式会社 監査役会

常勤監査役 廉 澤 元 章 ㊟

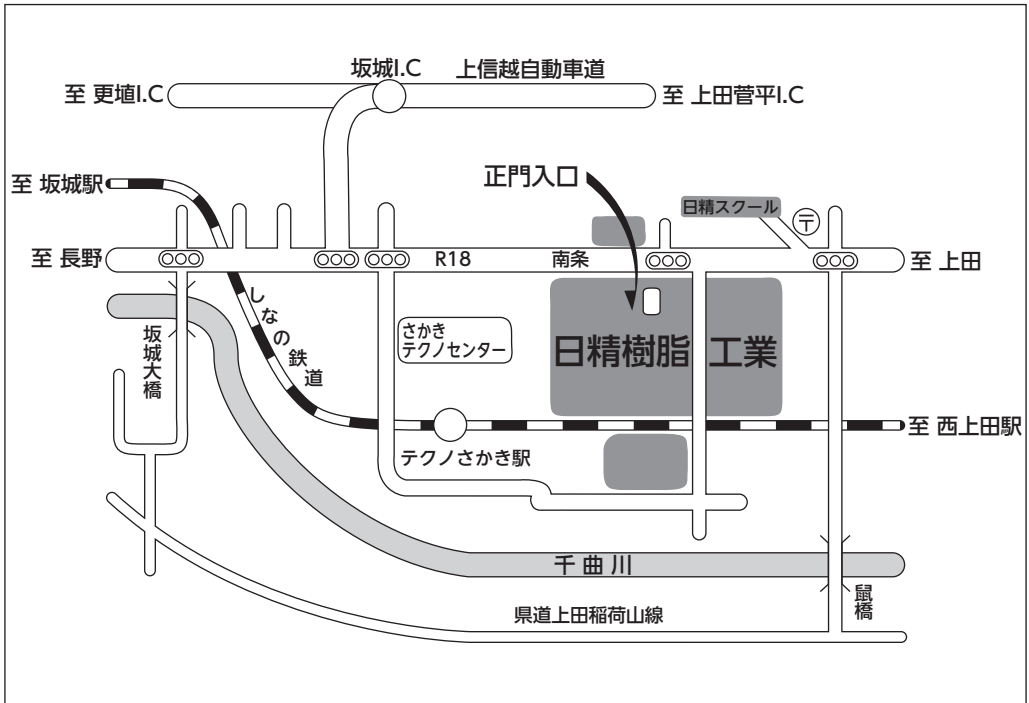
社外監査役 成 澤 一 之 ㊟

社外監査役 西 田 治 子 ㊟

以上

# 株主総会会場ご案内図

長野県埴科郡坂城町大字南条2110番地  
日精樹脂工業株式会社 本社本館2階会議室  
電話 0268(82)3000 (代表)



## 【交通案内】

- 上田駅 (JR北陸新幹線) よりタクシーで約20分
- テクノさかき駅 (しなの鉄道) より徒歩約10分
- 坂城I.C (上信越自動車道) より約5分